

訪問看護事業所重要事項説明書

1. 指定訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	医療法人周友会
所在地	山口県周南市南浦山5番14号
代表者	理事長 高山 成吉
電話番号	0834-21-3750

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の概要

事業所名称	徳山病院 訪問看護ステーション サルビア
所在地	山口県周南市南浦山5番14号
電話番号	0834-34-1510
事業所の指定番号	3561590096
提供実施地域	通常の実施地域は周南市（離島は除く）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供をすることを目的とします。
運営の方針	1. 要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、援助を行います。 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村及び保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（但し祝日及び12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時

※利用者の状態に応じて、必要な場合には営業時間以外の訪問看護を行います。

(4) 事業所の職員体制と職務内容

職種	常勤（人）		非常勤（人）		職務内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			管理業務を一元的に行う
看護師	4	1			訪問看護サービスの提供
作業療法士			2		リハビリテーション

3. サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（サービス例） ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置 ⑪訪問看護報告書の作成

4. 費用

（1）訪問看護基本単価

所要時間	看護師・保健師		准看護師		理学療法士・作業療法士	
	単位数	料金	単位数	料金	単位数	料金
20分未満	314単位	3,205円	283単位	2,889円	—	
30分未満	471単位	4,808円	424単位	4,329円	—	
30分～1時間未満	823単位	8,402円	741単位	7,565円	—	
1時間～ 1時間30分未満	1,128単位	11,526円	1,015単位	10,363円	—	
1回(20分)あたり (理学療法士等)	—		—		294単位	3,001円

（2）介護予防訪問看護基本単価

	看護師・保健師	准看護師	理学療法士・作業療法士

所要時間	単位数	料金	単位数	料金	単位数	料金
20分未満	303 単位	3,093 円	273 単位	2,787 円	—	
30分未満	451 単位	4,604 円	406 単位	4,145 円	—	
30分～1時間未満	794 単位	8,106 円	715 単位	7,300 円	—	
1時間～ 1時間30分未満	1,090 単位	11,128 円	981 単位	10,016 円	—	
1回あたり (理学療法士等)	—		—		284 単位	2,899 円

(3) 加算減算 (介護報酬)

加算の種類	基本単位数	利用料	要件
夜間・早朝加算	基本単価の 25%/1回		夜間(午後6時～午後10時)、早朝(午前6時～午前8時)に訪問看護を行った場合
深夜加算	基本単価の 50%/1回		深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護を行った場合
複数名訪問 加算(Ⅰ)	254 単位/1回	2,593 円	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	402 単位/1回	4,104 円	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
複数名訪問 加算(Ⅱ)	201 単位/1回	2,052 円	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	317 単位/1回	3,236 円	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護 加算	300 単位/1回	3,063 円	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合
事業所と同一の建物に居住する利用者に対するの提供減算	基本単価の 10%を 減算(90/100 を算定)		事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、または事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者
緊急時訪問看護 加算(Ⅰ)	600 単位/1月	6,126 円	利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に寄与する十分な業務管理等の体制が行われている場合
緊急時訪問看護 加算(Ⅱ)※	574 単位/1月	5,860 円	事業所が利用者の同意を得て24時間連絡体制と必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
特別管理加算 (Ⅰ)	500 単位/1月	5,105 円	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合で気管

			カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方
特別管理加算 (Ⅱ)	250 単位/1 月	2,552 円	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合で在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方
ターミナルケア 加算	2,500 単位/1 月	25,525 円	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算 (Ⅰ)	350 単位/1 月	3,573 円	新規に訪問看護計画書を作成した場合且つ退院した日に看護師が初回の訪問を行った場合
初回加算 (Ⅱ)	300 単位/1 月	3,063 円	新規利用時、または過去 2 か月間に利用がない場合、訪問看護計画書を作成した場合
退院時共同指導 加算	600 単位/1 回	6,126 円	病院等に入院入所している者が退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合

・地域区分 7 級地 10.21 円にて計算。

・日常生活用具や物品、材料費等は実費とさせていただきます。

・区分支給額を超えてサービスを利用したい場合などは介護保険枠外のサービス料金となり、介護報酬告示上の額とさせていただきます。

※緊急時訪問看護加算は利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、且つ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

・次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

- ①厚生労働大臣が定める疾病等の場合 (特定疾病)
- ②症状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
- ③主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

・医療保険適用の訪問看護時について

土・日・祝日の訪問には追加料金 2,000 円/回 頂きます。

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護等に要した交通費はその実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をいただきます。

通常の実施地域を超えた地点から片道 5 km 毎 1 0 0 円

(5) 死後の処置料

死後の処置及びその処置に使用する物品について、5,000 円いただきます。

(6) キャンセル料金

特に頂きません。可能な限りご利用日の前営業日の17時までにキャンセルのご連絡を下さい。

(7) 利用料金などの支払方法

毎月月締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、翌月月末までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談及び苦情窓口

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。担当訪問看護職員または管理者までお申し出ください。また、担当看護職員の変更を希望される方はお申し出ください。

○管理者：仲子 千恵子 電話番号：0834-34-1510

(2) その他の窓口

介護保険に関するお問い合わせ、ご相談は下記相談窓口へお問い合わせください。

○周南市役所 高齢者支援課 電話番号0834-22-8467

○山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談専用 電話番号083-995-1010

6. 契約解除について

利用料及びその他の費用について正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2か月以上遅延しさらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合にはサービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払い頂きます。

7. 緊急時における対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に利用者に容態の変化などがあった場合、事前の打ち合わせによる主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者などの関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	

8. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市長村へ連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意または過失によらない時はこの限りではありません。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：仲子 千恵子
-------------	------------

- (2) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 感染対策等

- (1) 訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事務所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。